令和５年６月 30 日

横浜市健康福祉局高齢施設課

市有地（神奈川区新子安）における特別養護老人ホーム及び看護小規模多機能型
居宅介護事業所の整備に係る質問に対する回答について（６月 30 日時点）

現在事業計画を募集している市有地（神奈川区新子安）での特別養護老人ホーム及び看護護小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業者公募について、事業者から質問がありましたので、下記のとおり回答します。

質問	回答
本事業は子安小学校跡地での事業となるが、質の変更について開発許可が必要か。	本件の開発許可の要否についての詳細は、横浜市建築局宅地審査課（以下「宅地審査課」という。）へご相談ください。 なお、本件の開発許可の要否の判断として「区画」・「形」・「質」の変更の有無が問われますが、「質」の変更について以下の点については宅地審査課に確認済です。 旧子安小学校の建物が全て撤去された令和２年５月を基準とし、それより５年以内の事業実施（建築確認申請時）であれば「質」の変更にはならない旨を確認済です。 ただし、他の「区画」・「形」の変更の有無については、事業計画の内容によるため、宅地審査課へ別途確認してください。

担当
健康福祉局高齢施設課施設整備係
TEL：045-671-4119
Email：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp